

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者自立支援給付の支給等に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は障害者自立支援給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付の支給等に関する事務
②事務の概要	自立支援給付の支給に関する事務及び地域生活支援事業の実施に関する事務 自立支援給付の支給決定及び給付費の支払い並びに地域生活支援事業の利用申請に対する利用決定及び利用者負担額決定のための地方税関係情報等の確認事務等
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 自立支援給付支給関係情報ファイル、(2) 地域生活支援事業実施関係情報ファイル、(3) 心身障害者手帳関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第117項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「命令」)第2条の表の11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、161項、 (情報照会の根拠) 命令第2条の表の144項、145項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害者施策課
②所属長の役職名	障害者施策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	初めて統合端末を利用する職員に対しては、情報管理課住民情報担当主催のセキュリティ関連の研修に参加してもらっている。前年に引き続き統合端末を利用する職員に対しては「公務員倫理・情報セキュリティ研修」等の受講を義務づけている。これらにより、従業員に対する教育・啓発の対策は十分だと判断している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 1. ③システムの名称	障害者自立支援制度システム、心身障害者手帳システム、中間サーバコネクタ、中間サーバプラットフォーム	障害者福祉総合システム、心身障害者手帳システム、中間サーバコネクタ、中間サーバプラットフォーム	事前	システム名称変更
平成28年11月30日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)別表第2の第16項、26項、56の2項、57項、87項、109項、110項、116項 (情報照会の根拠)別表第2の第108項から第110項まで	(情報提供の根拠)別表第2の第8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、109項、110項、116項 (情報照会の根拠)別表第2の第108項から第110項まで	事前	法改正等
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1－15－1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1－15－1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日 時点	平成30年12月14日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日 時点	平成30年12月14日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	－	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1－15－1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年9月4日 時点	令和2年9月25日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年9月4日 時点	令和2年9月25日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月25日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月25日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1－15－1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166－8570 東京都杉並区阿佐谷南1－15－1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月10日 時点	令和4年12月7日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月10日 時点	令和4年12月7日 時点	事後	自己点検
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉総合システム、心身障害者手帳システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	障害者福祉システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通基盤システム	事後	自己点検
令和6年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)自立支援給付支給関係情報ファイル、(2)地域生活支援事業実施関係情報ファイル、(3)心身障害者手帳関係情報ファイル、(4)中間サーバコネクタDBファイル、(5)情報連携ファイル	(1)自立支援給付支給関係情報ファイル、(2)地域生活支援事業実施関係情報ファイル、(3)心身障害者手帳関係情報ファイル	事後	自己点検
令和6年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月7日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	自己点検
令和6年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月7日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1の第84項、主務省令第60条	番号法第9条第1項 別表の第117項	事後	番号法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)別表第2の第8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、109項、110項、116項 (情報照会の根拠)別表第2の第108項から第110項まで	(情報提供の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「命令」)第2条の表の11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、161項、 (情報照会の根拠)命令第2条の表の144項、145項	事後	番号法改正
令和7年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検